

松本歯科大学紀要投稿要綱

(目的)

1. 松本歯科大学紀要は、研究成果の発表を目的とし、年1回発行する。

(投稿資格)

2. 投稿者は、特別の理由がある場合を除き本学の教育職員とする。

(執筆要領)

3. 投稿原稿は、他誌に未発表のものに限り、その執筆要領は以下のとおりとする。
 - (1) 原稿の枚数は、400字詰原稿用紙50枚以内とする。
 - (2) 表題と著者名は、それぞれに欧文表記を付ける。
 - (3) 原稿提出締切日は、各年10月末日とする。

(編集)

4. この紀要の編集は、若干名からなる編集委員会で行い、委員の任期は2年とする。
5. 編集委員は、「教養教員会」の中及び他の本学教育職員から学長が任命し、再任を妨げない。
6. 原稿の採択は、編集委員会で行う。
7. 校正は、投稿者の責任において行う。
8. 別刷は、筆頭執筆者に50部を配布する。
9. この要綱に定めるもののほかは、編集委員会で審議し、学長に報告する。

(改廃)

10. この要綱の改廃は、編集委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この要綱は、1998年10月7日から施行する。